

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税2) (法人住民税、法人事業税：義(自動連動)) (地方税5)
		② 上記以外の税目	(所得税：外) (国税2) (個人住民税：外(自動連動)) (地方税5)
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 農業経営基盤強化準備金 経営所得安定対策等の交付金を交付された農業者（青色申告を行う認定農業者等）が自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産（農用地、農業用の建物・機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。</p> <p>2. 農用地等を取得した場合の課税の特例 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限を令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間延長する。 ・農業と食品産業の連携強化を図るための設備の追加 等 <p>《関係条項》</p> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法 第61条の2、第61条の3 <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法 第24条の2、第24条の3
5	担当部局		農林水産省 経営局 経営政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和6年3月～8月 分析対象期間：令和3年度～令和8年度

7	創設年度及び改正経緯	<p>平成 19 年度 創設</p> <p>平成 21 年度 2 年延長・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> i 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加（法人税） ii 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設（所得税） <p>平成 22 年度 拡充・縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> i 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加 ii 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外 <p>平成 23 年度 2 年延長・対象交付金の見直し</p> <p>平成 25 年度 2 年延長・対象交付金の名称変更</p> <p>平成 26 年度 対象交付金の見直し</p> <p>平成 27 年度 2 年延長・拡充・縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> i 対象者に認定新規就農者（個人）を追加 ii 対象資産に農業用の建物、器具・備品、ソフトウェア等を追加 iii 環境保全型農業直接支援対策交付金を対象交付金から除外 iv 特定農業法人（農業生産法人以外）を対象から除外 <p>平成 29 年度 1 年延長</p> <p>平成 30 年度 2 年延長・縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> i 米の直接支払交付金を対象交付金から除外 ii 特定農業法人（農地所有適格法人）を対象から除外 <p>令和 2 年度 1 年延長</p> <p>令和 3 年度 2 年延長・縮減</p> <p>人・農地プランの中心経営体であることを対象要件に追加</p> <p>令和 4 年度 対象者要件の見直し</p> <p>農業経営基盤強化促進法の改正を前提に、人・農地プランの法定化に伴う所要の規定の整備</p> <p>令和 5 年度 2 年延長・縮減</p> <p>特定農業用機械等のうち取得価額が 30 万円未満の資産を除外</p>
8	適用又は延長期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体の育成・確保を図る</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月閣議決定）</p> <p>第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>2. 農業の持続的な発展に関する施策</p>

		<p>(1) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保</p> <p>① 認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化</p> <p>⑦ 農地集積・集約化と農地の確保</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>農地中間管理機構を通じた利用権設定等の支援措置と併せ、本措置の活用により、担い手である認定農業者等が農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促すことにより、認定農業者等の規模拡大を実現し、担い手への農地集積・集約化を加速する。</p> <p>具体的には、本措置を活用し、認定農業者等が農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度 80%以上となることを引き続き目指す。</p> <p>また、令和 5 年 4 月 1 日に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づき、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定める地域計画の取組を促すことにより、担い手が利用する農地面積の割合を 8 割とする政府目標の達成を目指す。具体的には、担い手が利用する農地面積を 1 年間で約 3%（約 15 万 ha）増加させることを政策目標としており、本措置の延長期間（2 年間）において約 6%（約 30 万 ha）の増加を目指す。</p> <p>※ 担い手が利用する農地面積割合について、年間目標値が令和 2 年度から年間集積面積（約 15 万 ha/年）から耕地面積のうち担い手への農地集積面積の割合に変更されたが、目標として設定されている毎年約 3%/年増加に相当する面積は約 15 万 ha となる。</p>

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
 本措置により、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、担い手への農地集積・集約化に資する。

10 有効性等

① 適用数

【適用数】

単位：法人

年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例
令和3（実績）	2,897	2,125
4（実績）	3,054	2,072
5（見込）	3,033	2,150
6（見込）	3,011	2,230
7（見込）	3,011	2,230
8（見込）	3,011	2,230

※ 令和3年度及び令和4年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会、第213回国会提出）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用数。

※ 令和5年度及び令和6年度の適用見込数は、前年度適用数に、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第198回国会提出、第213回国会提出）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」に記載の平成29年度及び令和4年度の適用数を用いて算出した年間伸び率を乗じて算出。令和7年度及び令和8年度は令和6年度と同値とした。

適用見込数＝前年度適用数×（100%＋（年間伸び率））

見込みの算定根拠の詳細は別添1参照。

② 適用額

【適用額】

単位：億円

年度	農業経営基盤強化準備金	農用地等を取得した場合の課税の特例
令和3（実績）	227	171
4（実績）	247	173
5（見込）	250	175
6（見込）	208	146
7（見込）	208	146
8（見込）	208	146

※ 令和3年度及び令和4年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会、第213回国会提出）の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用額。

※ 令和5年度及び令和6年度の適用見込額は、前年度適用額に交付金増減率を乗じて算出。令和7年度及び令和8年度は令和6年度と同額とした。

適用見込額＝前年度適用額×（100%＋（交付金増減率））

見込みの算定根拠の詳細は別添1参照。

③ 減収額

【国税及び地方税における減収額】

[農業経営基盤強化準備金]

単位：億円

	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
法人税	34.1	37.1	37.5	31.1	31.1	31.1
法人住民税	3.7	4.0	4.1	3.4	3.4	3.4
法人事業税	20.0	21.4	21.6	18.0	18.0	18.0

[農用地等を取得した場合の課税の特例]

単位：億円

	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
法人税	25.6	26.0	26.3	21.9	21.9	21.9
法人住民税	2.8	2.8	2.9	2.4	2.4	2.4
法人事業税	15.0	15.0	15.2	12.6	12.6	12.6

※ 令和3年度及び令和4年度の実績値は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書及び地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第211回国会、第213回国会提出）による。

※ 令和5年度及び令和6年度の減収見込額は、前年度減収額に交付金増減率を乗じて算出。令和7年度及び令和8年度は令和6年度と同額とした。見込みの算定根拠の詳細は別添1参照。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

本制度は、経営所得安定対策等の交付金を受領した農業者が、積み立てた準備金や受領した交付金を用いて農業用固定資産を取得することを支援するもの。

測定指標である「法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額」を用いてこの達成目標の実現状況をみると、令和5年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計

画に対する達成率は農用地で 98.1%、農業用機械等で 99.3%となっており、本措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用され、目標を達成している。

このように、令和 5 年度までは各年度において目標を達成したが、経営改善計画は、その目標年次を 5 年後として計画的に農業経営の改善を図るものであり、計画に基づく固定資産の取得も複数年にわたることから、引き続き本制度を措置し、計画的な農業経営改善の取組を支援していく必要がある。

担い手が利用する農地面積については、農地中間管理機構や各種事業等を総合的に講じることで担い手への農地の集積・集約化を進めてきたが、農地の集積・集約化の気運があった平場での取組が一巡し、近年伸びが鈍化。今後は、令和 5 年 4 月 1 日に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づき、地域計画の作成を促すとともに、その実現に向けて、引き続き本制度を含む関連施策を総合的に講じることにより、地域の農地の受け手である認定農業者等の担い手の規模拡大等を促す必要がある。

(1) 固定資産の取得計画（農業経営改善計画）と取得実績（令和 5 年度）

①農用地	取得計画面積 A	2,272ha
	取得実績 B	2,229ha
	達成率 (B/A)	98.1%
②農業用機械等	取得計画台数 A	4,947 台
	取得実績 B	4,913 台
	達成率 (B/A)	99.3%

(2) 準備金による固定資産の取得実績の推移

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (推計)	令和 7 年度 (推計)	令和 8 年度 (推計)
農用地	取得計画	1,784ha	1,721ha	2,272ha	1,887ha	1,887ha	1,887ha
	取得実績	1,775ha	1,714ha	2,229ha	1,852ha	1,852ha	1,852ha
	(達成率)	99%	99%	98%	98%	98%	98%
農業 用機 械等	取得計画	5,303 台	5,127 台	4,947 台	4,110 台	4,110 台	4,110 台
	取得実績	5,143 台	5,118 台	4,913 台	4,081 台	4,081 台	4,081 台
	(達成率)	97%	99%	99%	99%	99%	99%

※ (1)～(2)の令和5年度までの実績値は、地方農政局等を通じて毎年度行っている税制特例適用実績調査(悉皆調査)による。令和6年度の推計値は、令和5年度と令和6年度の交付金増減率により算出し、令和7年度及び令和8年度は令和6年度と同数とした。

本措置は平成19年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも、令和6年度以降も目標を達成していくものと見込まれる。

(3) 担い手が利用する農地面積の推移

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
年間集積目標面積	149,210ha	149,210ha	149,210ha
年間集積増加面積	24,994ha	13,563ha	19,672ha
達成率	17%	9%	13%

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度 (推計)	令和 7年度 (推計)	令和 8年度 (推計)
面積割合目標	73.7%	76.9%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
面積割合実績	58.9%	59.5%	60.4%	61.3%	61.3%	61.3%
達成率	80%	77%	76%	77%	77%	77%

※ 農林水産省 経営局 農地政策課調べ。

※ 令和7年度～令和8年度の目標値については、引き続き担い手への農地利用集積割合を80%とするものとして、令和6年度と同じ値とした。

※ 令和6年度末までに策定することとされている地域計画により、担い手への集積面積の増加が見込まれるが、現時点で正確に算出することが困難のため、令和6年度以降の推計面積割合実績については、令和4年度から令和5年度の増加率から算出した。

※ アンケートは、令和4年度までは証明申請受付時に直接接触する機会があった準備金制度を活用する経営体を対象とし、令和5年度は準備金制度を活用する経営体に限定せず幅広く実施した。実施時期は、令和3年度は令和3年4月～令和4年6月、令和4年度は令和5年1月～6月、令和5年度は令和6年3月～8月に実施。

※ 令和5年度は一部複数回答としているため、各選択肢の回答数の合計と全体の回答数の合計等は必ずしも一致しない。

令和4年度までのアンケートについて、「① 仮に農業経営基盤強化準備金制度がなかった場合、予定通りのタイミングで資産を取得できなかった」との回答を得た経営体において、本措置が農用地等の取得に係る直接的な誘因措置として機能していると言える。

また、令和5年度のアンケートについて、準備金制度の具体的な効果を回答した経営体において、本措置が農用地等の取得に係る直接的な誘因措置として機能していると言える。

このため、本措置の直接的な効果を以下のとおり推計した。

【準備金による固定資産の取得】

各年度の達成率に直接的な効果があったと見込まれるものの割合を乗算することで推計。

令和6年度は、令和3年度から令和5年度の直接的な効果があったと見込まれるものの割合の平均値として推計。令和7年度以降は令和6年度と同数の効果があるものと推計した。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
農用地達成率	99%	99%	98%
うち直接的効果分	61%	60%	67%
農業用機械等達成率	97%	99%	99%
うち直接的効果分	59%	60%	67%

	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
農用地達成率	98%	98%	98%
うち直接的効果分	63%	63%	63%
農業用機械等達成率	99%	99%	99%
うち直接的効果分	62%	62%	62%

【担い手が利用する農地面積】

各年度の本措置による農用地の取得面積に直接的な効果があったと見込まれるものの割合を乗算することで推計。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計)
農用地取得面積	1,775ha	1,714ha	2,229ha
うち直接的効果分	1,088ha	1,024ha	1,522ha

	令和6年度 (推計)	令和7年度 (推計)	令和8年度 (推計)
農用地取得面積	1,852ha	1,852ha	1,852ha
うち直接的効果分	1,166ha	1,166ha	1,166ha

担い手への農地の集積・集約化は、本措置だけでなく、農地中間管理機構を通じた利用権設定など各種施策を総合的に講じることで達成を目指すものである。本措置においても、令和5年度に農用地2,229haのほか農業用機械等4,913台の取得が行われており、規模拡大や生産性の向上を通じた農業経営の改善に相当程度の役割を果たしている。

加えて、アンケートにおいては、2,026経営体のうち、1,406経営体から、本措置について「計画的な固定資産の取得ができる」、751経営体から「手元現金（キャッシュフロー）の増加や資金繰りの改善による経営強化ができる」、620経営体から「経営規模拡大に取り組むことができる」との回答を得ており、また、「準備金制度を知らない」と回答した62経営体のうち8割が「今後活用したい」と回答しており、その理由として、42経営体から「規模拡大への取組が容易になるから」、46経営体から「将来、農業用固定資産を取得する予定だから」、31経営体から「経営改善の動機付けになるから」との回答を得ており、本措置の政策目的である農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保につながっていると考えられる。

《租税特別措置等が延長されなかった場合の影響》

(分析対象期間：令和6年度～令和8年度)

本措置の今後の活用計画（令和5年度末ベース）は、以下のとおり。

農用地等の取得計画	1,186億円
準備金積立残高	793億円
今後の積立等必要額	393億円

※1 税制特例適用実績調査（悉皆調査）による。

2 「本措置の今後の活用計画（令和5年度末ベース）」とは、これまでに準備金を積み立てた者の、農業経営改善計画の残りの計画期間における農用地等の取得計画の合計値である。

担い手の経営の安定化のためには、計画的に規模拡大等の経営改善を行う必要がある。経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業機械等の導入には多額の投資を要することから、その投資額を蓄積する必要があるが、本措置が延長されない場合には、その投資額の蓄積が進まず、経営規模の拡大が困難となる。

その結果、認定農業者等の農用地等の計画的な取得が進まず、担い手への農地利用の集積に甚大な支障が生じるものと推測される。

⑤ 税収減を是認する理由等

ある要件を満たした場合の農業経営基盤強化準備金の損金算入及び農用地等の取得による圧縮記帳が認められる場合、農用地への投資及び農業用機械等への投資による減収額が10,752百万円となる（いずれも令和5年度）。

〔 農用地への投資が4,550百万円、農業用機械等への投資が21,331百万円となり、農用地及び農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として28,695百万円となる。 〕

生産誘発額の内訳

- ・（直接効果）対象農用地・機械等の生産増加額17,463百万円
- ・（間接効果）鉄鋼・非鉄・金属製品等で11,232百万円

単位：百万円

		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
減収額	国 税	5,968	6,311	6,379	5,299	5,299	5,299
	地方税	4,140	4,326	4,373	3,633	3,633	3,633
	計	10,108	10,637	10,752	8,932	8,932	8,932
波及効果 (総額)		26,705	25,598	28,695	23,838	23,838	23,838

			<p>※ 減収額の算出根拠は別添1参照</p> <p>※ 経済波及効果の算出には、「令和2年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数（98部門）を使用。</p> <p>※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照</p> <p>減収額が10,752百万円となるが、農用地、農業用機械等への投資による波及効果は28,695百万円と減収額を上回るため、是認できると考えられる。</p>
相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、経営所得安定対策等の交付金を積み立て、農業経営改善計画に定めた農用地等の取得に充てる場合、損金算入を認めること等により、計画的な農用地等の固定資産の導入のための投資を促すものである。条件を満たせば確実に活用可能であり、各年度の予算額の制約の中、当該経営に配分されるかが予見できない補助金と比較し、認定農業者等の農用地等の計画的かつ確実な取得を促す効果が高い。</p>
	②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>経営所得安定対策等の交付金は、その用途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。</p> <p>一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。</p>
	③	地方公共団体が協力する相当性	<p>農業は、地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、本措置を活用し、担い手である認定農業者等が、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の規模拡大に欠かせない固定資産を計画的に取得することを促し、農業経営改善計画の目指す経営規模の拡大を実現することで、地域農業の振興や地域経済の活性化に効果がある。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		事前評価 令和4年6月～8月（農水01）

1. 減税見込額積算

(1) 対象交付金増減率

対象交付金のR4年度予算額→R5年度予算額の増減率：(653,136百万円－646,136百万円)÷646,136百万円≒1.08%

対象交付金のR5年度予算額→R6年度予算額の増減率：(542,595百万円－653,136百万円)÷653,136百万円≒▲16.92%

(2) 適用件数の算出

適用件数の算出 年間伸び率

	H29年度	R4年度	年間伸び率
適用件数計	4,889	5,128	0.96%
農業経営基盤強化準備金	3,165	3,056	-0.70%
農用地等を取得した場合の課税の特例	1,724	2,072	3.75%

(3) 法人税の適用総額・減税見込額の算出

R3年度	農業経営基盤強化準備金	227億円(R3年度適用総額)×15%(税率)=34.1億円(減税額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	171億円(R3年度適用総額)×15%(税率)=25.6億円(減税額)
R4年度	農業経営基盤強化準備金	247億円(R4年度適用総額)×15%(税率)=37.1億円(減税額)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	173億円(R4年度適用総額)×15%(税率)=26.0億円(減税額)
R5年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	247億円(R4年度適用総額)×(100%+1.08%(交付金増減率))×15%(税率)=37.5億円(減税額・見込)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	173億円(R4年度適用総額)×(100%+1.08%(交付金増減率))×15%(税率)=26.3億円(減税額・見込)
R6年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	250億円(R5年度適用見込額)×(100%+▲16.92%(交付金増減率))×15%(税率)=31.1億円(減税額・見込)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	175億円(R5年度適用見込額)×(100%+▲16.92%(交付金増減率))×15%(税率)=21.9億円(減税額・見込)
R7年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	250億円(R5年度適用見込額)×(100%+▲16.92%(交付金増減率))×15%(税率)=31.1億円(減税額・見込)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	175億円(R5年度適用見込額)×(100%+▲16.92%(交付金増減率))×15%(税率)=21.9億円(減税額・見込)
R8年度(見込)	農業経営基盤強化準備金	250億円(R5年度適用見込額)×(100%+▲16.92%(交付金増減率))×15%(税率)=31.1億円(減税額・見込)
	農用地等を取得した場合の課税の特例	175億円(R5年度適用見込額)×(100%+▲16.92%(交付金増減率))×15%(税率)=21.9億円(減税額・見込)

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回・第213回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

2. 適用実績及び適用見込

(1) 国税

区分	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
対象者数注1	20,952	21,769	22,618	23,500	23,500	23,500
適用件数(法人)注2	農業経営基盤強化準備金	2,897	3,054	3,033	3,011	3,011
	農用地等を取得した場合の課税の特例	2,125	2,072	2,150	2,230	2,230
適用総額(億円)注3	農業経営基盤強化準備金	227	247	250	208	208
	農用地等を取得した場合の課税の特例	171	173	175	146	146
減税見込額(億円)注4	農業経営基盤強化準備金	34.1	37.1	37.5	31.1	31.1
	農用地等を取得した場合の課税の特例	25.6	26.0	26.3	21.9	21.9

注1) 対象者数は、農地所有適格法人数(農林水産省経営局調べ)、R5年度以降は見込み値。

注2) R3年度及びR4年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会、第213回国会提出)」の適用件数を記載した。R5年度見込みはR4年度実績に1(2)で算出した。

年間伸び率を乗じて算出した。R6年度も同様の方法で算出し、R7年度及びR8年度はR6年度と同数とした。

注3) R3年度及びR4年度の適用総額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会、第213回国会提出)」の適用総額を記載した。R5年度見込みはR4年度実績に1(1)で算出した。

対象交付金増減率を乗じて算出した。R6年度も同様の方法で算出し、R7年度及びR8年度はR6年度と同額とした。

注4) 減税見込額については、注3の方法で算出した適用総額に法人税率(15%)を乗じて算出した。計算式は1(3)のとおり。

(2) 地方税

区分	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)	
対象者数注1	20,952	21,769	22,618	23,500	23,500	23,500	
適用件数(法人)注2	農業経営基盤強化準備金	2,897	3,054	3,033	3,011	3,011	
	農用地等を取得した場合の課税の特例	2,125	2,072	2,150	2,230	2,230	
減税見込額(百万円)注3	農業経営基盤強化準備金	計	2,365	2,542	2,570	2,135	2,135
		道府県民税	53	57	58	48	48
		市町村民税	316	344	348	289	289
		事業税	1,457	1,563	1,580	1,312	1,312
		地方法人特別税	539	578	584	486	486
	農用地等を取得した場合の課税の特例	計	1,775	1,784	1,803	1,498	1,498
		道府県民税	40	40	41	34	34
		市町村民税	237	241	244	203	203
		事業税	1,093	1,096	1,108	921	921
		地方法人特別税	404	406	410	341	341

注1) 対象者数は、農地所有適格法人数(農林水産省経営局調べ)、R5年度以降は見込み値。

注2) R3年度及びR4年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回、第213回国会提出)」の適用件数を記載した。R5年度見込みはR4年度実績に1(2)で算出した。

年間伸び率を乗じて算出した。R6年度も同様の方法で算出し、R7年度及びR8年度はR6年度と同額とした。

注3) R3年度及びR4年度の減税見込額については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第211回、第213回国会提出)」の影響額を記載した。R5年度見込みはR4年度実績に1(1)で算出した対象交付金増減率を乗じて算出した。R6年度も同様の方法で算出し、R7年度及びR8年度はR6年度と同額とした。計算式は以下の通り。(農業経営基盤強化準備金の地方税計の計算式。)

その他の税目と農用地等を取得した場合の課税の特例も同様の方法で算出した。)

【農業経営基盤強化準備金】

R5見込=2,542(R4実績)×(100+1.08)%=2,570

R6見込=2,570(R5見込)×(100-16.92)%=2,135

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

○「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会、第213回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の適用件数及び適用額

○「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書(第211回国会、第213回国会提出)」の「農業経営基盤強化準備金」及び「農用地等を取得した場合の課税の特例」の影響額

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)
令和3年度	農業用機械 (20,203)	不動産 (3,941)
令和4年度	農業用機械 (19,990)	不動産 (3,254)
令和5年度	農業用機械 (21,331)	不動産 (4,550)
令和6年度	農業用機械 (17,721)	不動産 (3,780)
令和7年度	農業用機械 (17,721)	不動産 (3,780)
令和8年度	農業用機械 (17,721)	不動産 (3,780)